

環境省令第十三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十一日

環境大臣 細野 豪志

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

第三条 販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上のねこのことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十六年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この省令による改正後の第三条第二項第九号及び第八条第四号の規定は、適用しない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。